

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（137）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年2月15日号)

(今号は2017年5月に生じた諸問題の2回目。改憲問題、沖縄問題、共謀罪問題を取り上げます。)

二 改憲陰謀

(1) 2017年5月3日、安倍首相は、改憲派団体「美しい日本の憲法をつくる国民の会」「民間国民臨調」が主催した集会(公開憲法フォーラム)にビデオメッセージを寄せ、その中で次のように明言した(5月4日朝日新聞・河北新報・赤旗)。

①改憲は自民党の立党(1955年)以来の党是であり悲願であり、いま改憲の発議案を国民に提示するための議論を始める時期にきている。

②自衛隊の存在を憲法上しっかりと位置づけ、自衛隊違憲論の余地をなくすべきである。

そこで「9条1・2項は残しつつ自衛隊を明文で書き込む」という考え方は、国民的議論に値する。

◎教育問題は重要テーマであり、「一億総活躍社会」を実現する上でその役割は大きい(小中9年間の義務教育制度と普通教育無償化と真に開かれた高等教育)。

③夏季オリンピック・パラリンピック開催の2020年を、新しい憲法施行の年にしたい。

④以上が安倍首相の改憲メッセージの要旨である。その中心的主張は、自衛隊違憲論の封殺・自衛隊合憲化である。では安倍メッセージが、自らの主張をどう論証しようとしているかみよう(5月4日朝日新聞)。

「災害救助を含め、命懸けで、24時間、365日、領土、領海、領空、日本人の命を

守り抜く任務を果たしている自衛隊の姿に対して、国民の信頼は9割を超えている。しかし、多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が今なお存在している。しかし“自衛隊は違憲かもしれないけれども、何かあれば命を張って守ってくれ”というのは、あまりにも無任だ。

私は、少なくとも、私たちの世代の内に、自衛隊の存在を憲法上しっかりと位置づけ、“自衛隊が違憲かもしれない”などの議論が生まれる余地をなくすべきである、と考える」。

⑤このような違憲封殺論の奇妙な点は、自衛隊の任務を災害救助にすり替えて特化していることである。このことを確認した上で、実体的批判を加えることにする。

(i) “9条1・2項は残して自衛隊を明文で書き込む”という改憲案が実際に意味することは何か。このことを考える上で参考になるのが自民党改憲案(2012年4月27日決定)9条の2 1・3項である。

(ii) 同改憲案によれば、自衛隊・国防軍の任務は「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するために・・・国防軍を保持する」(9条の2 1項)ことである。そして「国防軍は、1項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若

しくは自由を守るための活動を行うことができる」(9条の2

3項)としている。

(iii) 即ち自民党改憲案によれば、国防軍という名の武力部隊の存在・活動が憲法上公然と認められることになり、現憲法の9条1項・2項(戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認)は、戦争法制定(2015年)及び集団的自衛権容認の閣議決定(2014年7月)と相俟って空文化するのである(なお、自民王改憲案は憲法運動413号~415号に掲載)。

(2) ①2017年5月9日、参院予算委で安倍首相は、小池議員(共)の追及に対し次の2点を答弁した。

④憲法9条の1・2項は残したまま自衛隊の記述を書き加える。

⑥オリンピック開催の2020年を見据えながら日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけにすべきだ。そして改定憲法の2020年施行。

②では何故2020年東京オリンピック開催時に改憲なのか。この点について安倍首相は、次のように述べた。

“憲法9条について、発議に必要な3分の2を形成する状況が生まれていないなかで自民党は提起してこなかったが、ある種の目標年限を示すことが私の責任ある態度だ”、と(5月10日赤旗)。

③しかし、前述したようにこの答弁には疑問がある。

第1に、9条に3項(3項とは自衛隊の存在を認めその活動の任務を規定する条項である。しかも自民党「日本国憲法改正草案」によれば、自衛隊の海外派遣は勿論のこと、公の秩序維持をも自衛隊の任務として付与する規定である)を新設することは、9条(戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認)そのものを否認するものである。

第2に、何故2020年なのか。オリンピックの政治的利用だということである。

第3に、行政の長たる首相が改憲施行の年限を明示することは、国会無視の越権行為である。

加えて、安倍首相には国民世論の圧倒的多数が改憲反対であることへの焦りがあることを、私たちは見抜かなければならない。

(3) ①2017年5月12日に志位議員(共)は、東京都内の演説会で、憲法9条に3項を設けて自衛隊を明記するという安倍首相の改憲発言のシナリオを書いたのが改憲右翼団体の「日本会議」であることを明らかにした(5月13日赤旗)。

②それによれば日本会議の政策委員で安倍首相のブレーンをつとめてきた伊藤日本政策研究センター代表は、同センター機関誌「明日への選択」(2016年9月号)に、「憲法9条に3項を加え、『但し、前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない』といった規定を入れること」を提案した。また小坂同センター研究部長は、『戦力』の保持を禁じ、自衛隊の能力を不当に縛っている9条2項は今は国家・国民の生存を妨げる障害物・・・速やかに9条2項を削除するか、あるいは自衛隊を明記した3項を加えて2項を空文化させるべきである」と述べている(同誌2016年11月号)。

③④また日本会議国会議員懇談会は、2017年度活動方針(2017年3月15日決定)で9条に関連し、“憲法上に明文の規定を持たない『自衛隊』の存在を、国際法に基づく自衛権を行使する組織として、憲法に位置付ける”と明記した。

⑥日本会議国会議員懇談会とは、日本会議設立(1997年)に呼応して同時期に設立された日本会議と「一心同体」の組織であり、安倍内閣の閣僚が数多加盟している(な

お、「日本会議」については前述した。その正体については上杉聡『日本会議とは何か』（合同出版2016年）を参照。

④以上から明らかなように、安倍政府の9条改憲の「シナリオ」は、改憲右翼団体「日本会議」の主張に副ったものである（5月28日赤旗）。なお、2018年1月21日赤旗に「日本会議」と安倍改憲陰謀との深い繋がりについての記事が掲載されているので、その一部を記す。

「日本会議」は、1997年に「日本を守る国民会議」（文化人・経済人）と「日本を守る会」（宗教団体）とが合同して結成した右翼団体である。自民党の国会議員を中心とする「日本会議国会議員懇談会」（日本会議国会議連）があり、現在（11月21日）の安倍内閣の閣僚20人のうち14人に加盟歴がある。安倍首相は国会議連の特別顧問である。

「日本会議」改憲部門のフロント組織として活動するのは「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（国民の会）であり、同会は改

II 沖縄問題

（1）2017年5月3日、日本国憲法は施行から70年の年月が経った。沖縄に日本国憲法が適用されたのは1972年5月15日の本土復帰のときであり、それから45年過ぎた。

この時点で新聞各社は特集的な記事を載せた。その中から印象的な記事の大意を記す。

①5月15日を前にして、翁長知事はコメントを出した。

“（復帰の日から）沖縄県民は、日本国憲法のもと、平和で安心して暮らせる沖縄県を創り上げるため、全力を尽くしてきた。米軍の基地の存在は、沖縄振興発展の最大の阻害要因となっている”（5月15日赤旗）。

憲への「1000万賛同者署名」に取り組んでいる（署名用紙は神社本庁に加盟する各地の神社に置いてある）。

⑤2017年11月、東京都内で開かれた「日本会議」と「日本会議議連」の設立20周年記念大会で、「日本会議地方議員連盟」の松原昭会長は、“九条の会や護憲派に負られない”と述べ、全国189の小選挙区に草の根組織を結成する決意を表明した。

「国民の会」は、2017年7月から「ありがとう自衛隊」をテーマにキャラバン隊を全国に派遣して街頭宣伝を行うなど改憲キャンペーン活動を展開している

⑦このような活動の思想的根底にあるのは、「日本会議」の「設立趣意書」に公然と述べている「東京裁判史観」からの脱却である。つまり、第二次大戦＝大東亜戦争の侵略戦争性の否定とアジア解放戦争性の称揚とである。

安倍内閣の正体とは、このような特異な戦争史観に立脚した政治勢力、経済・社会勢力の政治的代理人なのである。

②③④沖縄県民が復帰に込めた願いは、「平和憲法の下での基本的人権の保障」と「基地のない平和な島」の実現であった。

⑤屋良朝苗氏（米施政権下での初代「琉球政府」公選主席）は、復帰措置に関する建議書で訴えた。

“米軍が「排他的かつ恣意的に膨大な基地を建設し、基地の中に沖縄がある」という状況がつけられ、異民族による軍事優先政策下では県民は政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきた。県民が復帰を求めたのは、平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからにはほかならない。基地の島としてではなく、基地のない島としての復帰を強く望んでいる”。

◎しかし、復帰後も米軍基地の過重な負担は変わらなかった。米軍の事件・事故も多発している。

④安倍政権は、沖縄県民の声を踏みにじり、辺野古・大浦湾の護岸工事を強行している。その狙いは、日本防衛とは無縁な海外侵攻・殴り込み専門の海兵隊の最新鋭拠点づくりである。

◎日本からの沖縄分離は、サンフランシスコ平和条約3条によりアメリカが統治権を持つこととなったが、しかし祖国復帰の道を切り開いたのは県民の団結の力であった。

①辺野古に新基地を造らせない「オール沖縄」のたたかいは全国が連帯することが求められている。

③以上の記事は、沖縄問題の総括としての確なものである。つけ加えたいのは、沖縄問題の真の解決のためには、沖縄県民のみならず日本人民全体が、この問題が「民主主義」の問題、「平和憲法」の問題、さらに「戦争政策反対」の問題の重要な一環であることの認識を共有することが重要だと考える（私自身への反省の念も含め）。

(2) 2017年5月15日日本平和委員会は、東京・新宿駅前で行った「沖縄連帯行動」を行った。約40人が参加した。千坂平和委事務局長は、民主主義の国なら基地建設をきっぱりと中止すべきだ、日本から基地をな

くそう、と訴えた（5月16日赤旗）。

(3) ①2017年5月25日、辺野古新基地建設の護岸工事が始まって1ヶ月経ったこの日に、捨て石を投入して敷地をならす作業がくり返し行われた。

この作業に抗議するヘリ基地建設反対協議会のカヌー隊が工事を止めろと抗議した（5月26日赤旗）。

②5月26日、「わん(私)から市民の会」(沖縄県内の市民)は、中嶋沖縄防衛局長宛てに、護岸工事中止を求める要請書・質問書を手交した（5月27日赤旗）。

要請書は、“沖縄防衛局が名護漁協の漁業権放棄を理由に県に岩礁破碎許可を得ないまま工事を続行していることを批判し、違法な工事を直ちに止めよ”と訴えるものである。

(4) ①辺野古新基地建設に反対する人々への規制が強まっている。その一例を挙げれば次の通りである。

県警が抗議のため座り込みを行っている住民に対し、座り込みをやめるよう指示し、その拒否者に対しては拘束して排除する、現場責任者を先導者と極めつける、など。

②政治的反対者を警察力を用いて弾圧するのは、権力者の常套手段である。共謀罪法が作られるのは、そのためである。そこで共謀罪法について取り上げる。

III 共謀罪批判と反対運動

(1) 共謀罪法は2017年6月15日に成立した。現代の治安維持法とも言うべき恐るべき、中身の検討は本稿の6月分に譲ることとして、ここでは批判(運動)についてのみ述べることにする。(内容のくわしいことは、内田博文「治安維持法と共謀罪」

(岩波新書2017年12月)、別冊法学セミナー『共謀罪批判』(日本評論社、2017年9月を参照のこと)。

(2) ①航空労組は反対声明を発表した。その中身は次の通りである。

(i) 法務省は“処罰の対象について一般の団体が処罰を目的とする団体に一変した

場合には、組織的犯罪集団に該たり得る”としたこと、(ii)警察が恣意的な捜査を行えば労働組合への弾圧に繋がり労働条件の低下や労働者の権利が脅かされ、モノ言えぬ職場に連がり、航空の安全にも影響を及ぼすこと(5月3日赤旗)。

⑥5月9日から共謀罪阻止の連日行動が国会周辺でスタートした(主催「共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会」、共催「共謀罪NO!実行委」と「戦争させない!9条壊すな!総がかり行動実行委員会」)。

初日の5月9日に衆院第2議員会館前に市民が集まり“共謀罪は憲法違反”“戦争法と一体の共謀罪は絶対反対”とシュプレックコールした(5月10日赤旗)。

代表して海渡弁護士(共謀罪NO!実行委員)は、“秘密保護法、戦争法、盗聴拡大、すべてが憲法改定、戦争を行うために向けられ、共謀罪は戦争総仕上げとして持ち出されている。安倍政権のたくらみを断念させるまで皆さんとたたかい続ける”とあいさつした。

◎5月10日、札幌市、北海道八雲町、青森市、盛岡市、秋田市で共謀罪反対・廃案活動が展開された。

札幌の場合には、「戦争させない北海道委員会」(憲法憲法共同センターや道平和運動フォーラム)が緊急の集会とパレードを行った。市民200人余が参加した。黒澤道憲法センター共同代表が、オリンピックを政治利用し、憲法九条まで変えようとしている。共謀罪をつくり国民を監視し反対の声を上げられないようにして憲法を変えていく道を歩もうとしている“と批判した(5月12日赤旗)。

①5月12日、「総がかり行動実行委員会」
「共謀罪NO!実行委」が呼びかけた抗議行動が首相と衆参両院議長宛ての「共謀罪」反対の署名第一次分約55万人分を野党(共

産、民進、社民、沖縄の風)の代表に手渡した(赤旗5月16日)。

◎また5月16日付赤旗の伝える抗議行動には、次のようなものがある。

①5月13日、札幌市厚別区の「戦争させない、9条こわすな!厚別の会」は区内で共謀罪法案の廃棄を求めるデモと宣伝を行った。

②5月12日、函館市で「戦争をさせない道内総がかり行動」に170人の市民が集まりデモ行進を行った。相澤共同呼びかけ人は、主催者あいさつで次のように述べた(5月16日赤旗)。“労働組合や団体などが捜査の対象となりかねない・・・”、と。

③国民救援会秋田県本部、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟秋田県本部の呼びかけで、秋田駅前では反対の宣伝と署名活動が行われた。

参加した一人は、“共謀罪はテロ対策にはならず、本当の目的が国民監視にあることは戦前の治安維持法が証明している、”と批判した。

④消費税廃止各界連絡会議、婦人民主クラブ、「女の平和」、中央社会保障推進協議会、東京社保協、憲法東京共同センターは、それぞれ反対のアピール・声明を出した。

⑤5月15日、「立憲デモクラシーの会やまがた」の設立総会(6月4日)を前にして発起人会の高木山形大学名誉教授らが県庁内で記者会見を開き、設立趣旨を大要次のように表明した。

“今までにない政治手法、憲法と民主主義の基本原則を壊そうとしている安倍政権に危機意識を持っている人々に集まってもらい準備してきた。立憲主義・民主主義・国民主権に基づいた政治が行われていない。戦争法・共謀罪法案・安倍首相の2020年改憲施行の発言など、憲法無視の政治、与党の強行採決などに対抗して、デモクラシーに

基づく政治が必要だと県民に訴えていく”。

⊙5月16日、「共謀罪廃案、安倍政権の改憲暴走を止めよう！5・16大集会」が日比谷野外音楽堂で4200人が参加して開かれた（5月17日赤旗）。

福山総がかり行動実行委員長共同代表があいさつし、“共謀罪法案の廃棄を求めるたたかいは確実に広がっている。安倍政権打

倒に全力をあげよう”と訴えた。山下共産党副委員長、枝野民進党衆議院議員、山本自由党共同代表、吉川社民党政策審議会長、糸数沖縄の風代表があいさつ。また中野上智大学教授、海渡弁護士、小野日蓮宗教師、佐高信（評論家）（以上いずれも「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」）が連帯のあいさつを行った。（以下次号）